

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	特定事業所の施設の全部及び一部の使用停止命令（防災規程変更命令違反）
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第18条第3項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第18条第3項
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第18条第3項第十八条 3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	特定事業所の施設の全部及び一部の使用停止命令（措置命令及び使用停止命令違反）
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第3項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第3項
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第21条第3項第二十一条 3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	特定事業者への措置命令（防災業務運営改善措置命令）
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第2項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第2項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令本則
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第21条第2項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年6月12日自治省令第17号） 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	特定事業者への措置命令
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第1項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第21条第1項第1号～第5号 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令本則
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第21条第1項第1号～第5号 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年6月12日自治省令第17号） 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	特定事業所の施設の全部及び一部の使用停止命令（共同防災規程変更命令違反）
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第19条第6項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第19条第6項
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第19条第6項第十九条 6 第十六条第二項の規定は共同防災組織について、同条第六項の規定は第三項の規定による届出があった場合について、前条第三項の規定は前項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、前条第三項中「前項」とあるのは、「次条第五項」と読み替えるものとする。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	共同防災規程の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第19条第5項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第19条第5項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第28条
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第19条第5項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第28条 規定は略
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	防災規程の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	石油コンビナート等災害防止法第18条第2項
基準規定	石油コンビナート等災害防止法第18条第2項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条
処分基準	石油コンビナート等災害防止法第18条第2項 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第26条 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	無許可施設等に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第16条の6第1項
基準規定	消防法第16条の6第1項
処分基準	消防法第16条の6第1項第十六条の六 市町村長等は、第十条第一項ただし書の承認又は第十一条第一項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	事故時の応急措置命令（移動タンク貯蔵所）
処分権者	市長
根拠規定	消防法第16条の3第4項
基準規定	消防法第16条の3第4項
処分基準	消防法第16条の3第4項第十六条の三 4 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第六項において準用する第十一条の五第四項において同じ。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第一項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	事故時の応急措置命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第16条の3第3項
基準規定	消防法第16条の3第3項
処分基準	消防法第16条の3第3項第十六条の三 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	予防規程の変更命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第14条の2第3項
基準規定	危険物の規制に関する規則第60条の2
処分基準	消防法第14条の2第3項 危険物の規制に関する規則第60条の2 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物保安統括管理者等解任命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第13条の24第1項
基準規定	消防法第13条の24第1項
処分基準	消防法第13条の24第1項第十三条の二十四 市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、第十二条の七第一項又は第十三条第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の緊急使用停止命令等
処分権者	市長
根拠規定	消防法第12条の3第1項
基準規定	消防法第12条の3第1項
処分基準	消防法第12条の3第1項第十二条の三 市長村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の使用停止命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第12条の2第2項
基準規定	消防法第12条の2第2項第1号～第4号
処分基準	消防法第12条の2第2項第1号～第4号第十二条の二 2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 一 第十一条の五第一項又は第二項の規定による命令に違反したとき。 二 第十二条の七第一項の規定に違反したとき。 三 第十三条第一項の規定に違反したとき。 四 第十三条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の許可取消し、使用停止命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第12条の2第1項
基準規定	消防法第12条の2第1項第1号～第5号
処分基準	消防法第12条の2第1項第1号～第5号第十二条の二 市長村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第十一条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 一 第十一条第一項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。 二 第十一条第五項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。 三 前条第二項の規定による命令に違反したとき。 四 第十四条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。 五 第十四条の三の二の規定に違反したとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物施設の位置等の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第12条第2項
基準規定	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則
処分基準	消防法第10条第4項 危険物の規制に関する政令第9条～第23条 危険物の規制に関する規則第10条～第38条の3 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号） 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	移動タンク貯蔵所に関する命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条の5第2項
基準規定	消防法第10条第3項 危険物の規制に関する政令第24条～第27条 危険物の規制に関する規則第38条の4;第40条の2の2～4;第40条の3～3の5;第40条の5～8;第40条の11;第40条の13
処分基準	消防法第10条第3項 危険物の規制に関する政令第24条～第27条 危険物の規制に関する規則第38条の4、第40条の2の2～第40条の2の4、第40条の3～第40条の3の5、第40条の5～第40条の8、第40条の11、第40条の13 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	危険物保安課
処分の 名称	危険物の貯蔵、取扱いに関する命令
処分権者	市長
根拠規定	消防法第11条の5第1項
基準規定	消防法第10条第3項 危険物の規制に関する政令第24条～第27条 危険物の規制に関する規則第38条の4～第40条の14 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示本則
処分基準	消防法第10条第3項（貯蔵及び取扱の基準） 危険物の規制に関する政令第24条～第27条 危険物の規制に関する規則第38条の4～第40条の14 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年5月1日自治省告示第99号） 規定は略
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	